

一九九八年ネ第二七八号 釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求控訴事件
一九九九年ネ第二五七号 右附帯控訴事件

一審原告ら準備書面

二〇〇〇年一月七日

広島高等裁判所 御中

右一審原告ら訴訟代理人 弁護士

李博盛

同 山崎吉男

同 山本晴太

同 松本康之

同 福島武司

同 藤田正人

同 水野彰子

同 李宇海

一審原告 河順女

一審被告 国

外九名

—

—

三

四

四

六

六

の混乱 六

八

九

九

$$\begin{matrix} \bullet \\ \bullet \\ \bullet \\ \bullet \\ \bullet \\ \bullet \\ \bullet \\ - \\ O \end{matrix}$$

•
•
•
•
•
•
•
•

—

—

—

—

—

•
•
•
•
•
•
•
•

—
—
—

一七

責任：一八

一九

.....III O

.....
|||
|||
|

第一 本件一・二審において立証された事実

一 日本軍「慰安婦」制度

一九三二年頃から一九四五年にかけて、日本帝国政府と軍隊はアジア全域に「慰安所」（国連人権委員会マクトゥーガル報告書では「強姦センター」と表現されている）を設置し、多くの女性達を性奴隷とした。被害女性の多くは朝鮮人であったが、中国、インドネシア・フィリピンなどの占領地から連行された女性も多かった。

女性達は軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者が甘言を弄し、あるいは畏怖させるなどの方法で集められた。時には官憲が直接関与して強制徴集する場合もあった。

このようにして集められた被害女性の総数は定かではないが、尹貞玉証人の推定によれば、約一〇万人である（尹貞玉調書二一―二六）。軍「慰安婦」制度は決して限定された地域における特殊な事件ではなく、当時の日本帝国政府と日本軍が採用した普遍的な制度だったのである。

「慰安所」は軍直営のもの、軍が監督統制する軍人・軍属専用のもの、民間の運営する「慰安所」を軍が兵員用に指定したものなどがあった。そこでは被害女性達は一切の

人格を無視され、軍人らの性欲解消のための道具として扱われ、ようやく二人が寝ることが出来る程度の部屋で、毎日列をなして押し寄せる数十人の日本軍兵士との性交を強要された。多くの男の相手をさせるために麻薬を打たれた女性も多く、同じ目的から局部を切り開かれた女性たちもいた（甲五六号証、尹貞玉調書五五―五七）。

多くの女性たちが頬を打たれて耳が遠くなったり、煙草の火を押しつけられたりした。銃床で殴られたり、火箸で刺される、雪の降る中で裸で立たされるなどの暴行のため重傷を負った女性も多い。

女性たちは日本軍の軍用車や軍艦で戦地に運ばれたが、日本軍の敗走による混乱のなかで、置き去りにされた女性も多かった。自力で帰郷することのできなかった女性は、望郷の念を抱きながら異邦で生涯を終えた。尹貞玉証人が調査した被害者は中国に置き去りにされ、数十年後に証人が訪問したときも、煙草を吸っていると自分が中国にいるのか韓国にいるのかわからなくなるような精神状態の中にいた。（尹貞玉調書六六―六七）。

帰国することができた女性の生活も苦難をきわめた。日本政府からの賠償がなされていないことはいうまでもない

が、韓国政府や民間団体が軍「慰安婦」被害者の生活支援を開始したのはわずか数年前のことである。一九九〇年に結成された韓国挺身隊問題対策協議会の代表である尹貞玉証人が調査したとき、ある被害者はビニールハウスに、ある被害者は階段の下で三角形の空間に、ある被害者は家と塀の隙間に屋根を付けて住んでいた（尹貞玉調書三六―四三）。

被害者は性奴隷被害が心的外傷となり、その後半世紀にわたって生存の危機にされされ、被害事実を近親者に語ることもできないまま、心的外傷を回復することができず、心的外傷はPTSDとなった。多くの被害者は不眠に悩まされ、強姦された情景がフラッシュバックするなどの症状に苛まれた。

二元「慰安婦」一審原告らの被害

1 一審原告朴頭理は日本の工場で働けば金が儲かるとの甘言により台湾の「慰安所」に連行された。毎日一〇人前後の軍人の相手をさせられ、空腹や暴力に苦しんだ。現在でも太股に手術痕があり、暴力の後遺症のため耳が聞こえにくい。

解放後、「慰安所」での生活のことを近親者にも隠して生活し、本件提訴時に初めて事実を公表した。桑山紀彦医学博士の診断の結果、現在もPTSDに苦しめられていることが明らかになった。

2 一審原告李順徳は、「腹一杯食べられるところに連れていつてやる」などの甘言と威迫により、上海郊外の軍直営の「慰安所」に連行された。枯れ葉の上にござを敷いた床、むしろの壁という粗末な小屋の中で軍人から強姦され、毎日行列を作って順番を待つ軍人たちとの性交を強要される生活が八年間続いた。軍人から軍靴で腹を蹴りあげられたり、背中を切り付けられたりして重傷を負い、その傷は現在でも体にはつきりと残っている。

解放後、二度の結婚をしたが、「慰安所」での体験は隠し通してきた。しかし、その体験が原因で子供を産むことはできなかった。一審原告李順徳も桑山紀彦博士の診断の結果PTSDに苦しめられていることが明らかになった。

3 一審原告河順女は「仕事がある」との甘言により、上海の「慰安所」に連行された。そこで軍人から強姦され、約八年間、毎日軍人との性交を強制された。「慰安所」から逃げようとして主人に見つかり、混棒で身体中を殴られ、

頭に大怪我をした。

帰国後は近親者にも「慰安所」での体験を隠して生活

し、本件提訴時に初めて事実を公表した。しかし、二〇〇〇年五月五日、恨を解くこともなく死去した。（一審原告らの被害事実の詳細は、一九九七年六月一六日付原告準備書面第四、一審判決理由第二参照）

三 右のように日本軍「慰安婦」制度はまさに性奴隷制度であつた。これについて一審 判決も次のとおりの確に判示している。

1 日本軍慰安婦制度は、徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであつて、しかも、決して過去の問題ではなく、現在においても克服すべき根源的な人権問題である。

2 日本軍がその設置管理に関与した慰安所という名の施設は、ただ性交するだけの施設であり、慰安婦とは、その施設の必需の備付品のごとく、もはや売（買）春ともいえない、単なる性交、単なる性的欲望の解消のみがそこにあつた。慰安所に連行され、監禁され、日本軍人との性交渉を

強制され、その後も置き去りにされた慰安婦は、性奴隷に他ならない。

3 日本軍慰安婦制度は、植民地、占領地の未成年女子らを対象とし、甘言、強圧等により本人の意思に反して慰安所に連行し、さらに、旧軍隊の慰安所に対する直接的、間接的な関与の下、政策的、制度的に旧軍人との性交を強要したものであるから、これが二〇世紀半ばの文明的水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な行為であつたことは明白である。日本国は、軍のみならず政府自らも右制度に加担し、その結果、重大な人権侵害と深刻な被害をもたらしたばかりか、慰安婦とされた多くの女性のその後の人生までも変え、第二次世界大戦後もなお屈辱の半生を余儀なくさせたものであつて、五〇年余を経た今日まで同女らを際限のない苦しみに陥れている。

四 朝鮮人女子勤労挺身隊

1 一九四一年から一九四五年にかけて、日本は、軍需工場における労働力の枯渇に対処するため、朝鮮人の一歳から一六歳の少女に、挺身隊への入隊を「志願」させ、出身地域別の隊に編成し、予め動員先として定められた軍需工

場に動員して、長期間の肉体労働に従事させた。

2 女子勤労挺身隊の動員は、大多数の場合、公立学校の教師や面長、区長などの下級官吏が「志願」の勧誘をした。勧誘にあたって教師や官吏達は「志願すれば日本で女学校に行ける」「金を稼いで故郷に錦を飾れる」等と甘言を弄した。当時の朝鮮の事情では上級学校進学は容易ではなく、このような勧誘は少女達にとって極めて魅力的であった。

その上、当時の朝鮮は儒教的な師弟觀念がきわめて強く、教師の權威は絶対であり、少女達が教師の言葉を疑ったり、勧誘を断ったりすることは極めて困難であった。また当時の徹底した皇民化教育により少女達は天皇及び帝国日本に対する忠誠心を強く植えつけられていたため、国のため働けという勧誘を拒否することはさらに困難であった。

3 少女たちは右のような甘言を信じて志願したが、実際には進学はもちろん勉学できた例もなく、賃金も殆どが未払いになっている。

少女たちは親元から引き離された軍隊式の宿舍生活の中で、粗末な食事を与えられ、空腹に苦しみながら重労働に

従事した。少女達が従事させられた作業は、戦地に赴いた日本人成人男子労働者の穴埋めであり、過酷で危険な労働であった。しかも、同世代の日本人子女が空襲を避けるために疎開していたのとは正反対に、空襲の標的である軍需工場とそれに隣接する寮に終始囚われ、連日の空襲の恐怖に苛まれた。

4 このように、朝鮮人女子勤労挺身隊の動員は「志願」の形式をとっているが、実質的には欺罔による強制連行であった。

特に朝鮮人女子勤労挺身隊を特徴づけているのは、その被害者の圧倒的な幼さである。甲八号証を見ると、このような若い少女たちを欺罔して重労働に従事させた事実の残酷さに戦慄を禁じえないものがある。

朝鮮人女子勤労挺身隊は、主に二〇代の女性を対象とした日本人の女子勤労挺身隊とは全く異なる制度であり、世界史にも稀な、民族差別に基づく、少女誘拐強制労働制度ともいべき制度であり、女性に対する強制労働を禁止したILO二九号条約、児童に対する特別の要保護性が謳われた一九二四年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言によって確立していた国際慣習法に違反し、当時から違法な制

度であった。

5 朝鮮人女子勤労挺身隊の動員先、動員総数などは未だ不明である。現在文献上確認できる動員先は不二越富山工場、三菱名航道徳工場、同大江工場、東京麻糸沼津工場、八幡製鉄所等である。

一審原告柳■■■■、朴■■■■は不二越富山工場、同李■■■■、姜■■■■、鄭■■■■は東京麻糸沼津工場、同梁錦徳は三菱名航道徳工場に連行されて重労働に従事させられた。
(各一審原告の被害の詳細は一九九七年六月一六日付一審原告準備書面第六参照)

五 一審勤労挺身隊原告らの精神的被害

1 心的外傷 PTSD

幼い少女期における、前記のような重労働・孤独・空襲・地震の体験は、一審原告らに深い心的外傷を与えた。

一方、韓国内で軍慰安婦と女子勤労挺身隊を正しく区別して認識され始めたのは、慰安婦の問題が意識化され、マスコミやテレビなどで報道されるようになった一九九二年ころからである。それ以前の解放後約五〇年間は、両者を区別しない誤った認識が広まっていた(尹貞玉調書八六)

八八)。そのため、挺身隊即慰安婦という風説の中、被害経験を夫や子どもに語ることもできず半世紀を過ごさざるを得なかった。

その結果、一審原告らには右の心的外傷を癒す機会もなく、PTSDとなって原告らを苦しめることとなった。

桑山紀彦医学博士の診断を受けた一審原告朴■■■■、同朴■■■■及び同梁錦徳三名については、PTSDを発症していること、その症状が、むしろ元「慰安婦」一審原告よりも深刻である事が確認された(甲五三号証)。

一審原告柳■■■■、同李■■■■、同鄭■■■■及び同姜■■■■ら四名についても、右三名と同様の被害を受け、被害経験を夫や子どもに語ることができなかった(姜■■■■調書六九、七三)状況は共通するのであって、地震や空襲の恐怖体験から頭痛がしたり(原審李■■■■調書三二)、地震の夢や真夜中に空襲に遭って逃げている夢を見て、飛び起き、しばらく眠れなくなったり(同七六及び七七)していることに照らせば、PTSDを発症していることが認められる。

2 民族的アイデンティティ、人格形成の混乱

朝鮮人女子勤労挺身隊の対象となった一歳乃至一七歳

の朝鮮人児童は、帝国日本の朝鮮植民地支配と侵略戦争遂行という国家政策の下、幼少の頃より徹底した皇国臣民化教育を受け、実親の意に反してでも挺身隊に志願するほどまでに天皇及び帝国日本に対する忠誠心を洗脳教化された。

右洗脳の経過は、一審原告朴■■■■の学籍簿（甲五八号証）の記載に如実に顕れている。

同証によれば、一審原告朴■■■■は、一九三九年四月一日に「朴末女」の民族名で晋州第一公立尋常小学校に入学したが、遅くとも第二学年の終了日までに第二学年の学級担任「桐岡」の訂正印で学籍簿上の氏名「朴末女」が削除され、創氏改名後の「新木志庸」に訂正された（「新木志庸」が「朴■■■■」であることは、一審被告準備書面九の七七頁から明らかとなっている）。

第三学年からは、朝鮮語の学科がなくなり、第五学年一学期には「武道」の授業を受けさせられた（成績考査簿の科目欄の「朝鮮語」が削除され「武道」と加筆されている）。

第一学年から第五学年まで、操行優秀の表彰を受け、第四学年まではその席次がほとんど一番であり、第六学年の

性行概評は「マジメニ良く努力スル」、「従順ナリ」と評され、一九四四年六月三日、第六学年中途の満一三歳の時に「富山不二越鋼材工業株式会社へ第一次挺身隊員トシテ入社ノタメ」退学となっている。

右経過は、一審原告李■■■■及び同鄭■■■■の各学籍簿からも読みとることができる（甲第五九号証及び六〇号証）。

帝国日本は、その植民地支配下の公立学校において、朝鮮人児童から朝鮮語も民族名も奪い、その奪われたことの意味も理解することのできない児童を皇国臣民化教育における修身学業とともに優秀かつ従順な日本人に作り上げ、その児童の従順さに乗じて、日本人教師らをして勧誘し、勤労挺身隊に志願させたのである。

これに対して、一審被告国は、進んで挺身隊へ入隊する程に皇国日本に帰依していた朝鮮人女子児童を欺いた上に苛酷な労働を強いたにもかかわらず、戦後、これを打ち捨てた。このような日本国の態度は、全身全霊を挺身してきた者から見れば、背信行為に他ならないのであって、特に挺身隊に入隊するにつき親の意思に背くまでした者にしてみれば、親から遺棄される以上の孤立無援感に突き落とされることに等しい。

一方、戦後、日本の植民地支配から解放された祖国において、反日感情が渦巻く中、朝鮮人女子勤労挺身隊は、皇民化教育の呪縛による日本に対する親近感乃至一体感から逃れられない一方で、解放民族としての反日的感情との板挟みに苦しみ、民族的アイデンティティーは危機にさらされ、自己の人格形成に混乱を来し、成人し老齢にさしかかった今なおその危機から脱し得ないのである。

すなわち、一審挺身隊原告らは、児童がその個人としての人格的尊厳の基礎となる人格それ自体を形成する過程が、帝国日本の国家政策である植民地支配と侵略戦争の遂行とその破綻により、二重三重にも歪められたという、深刻な精神的被害を被っているのである。

六 諸外国における戦後補償

1 ドイツは、一九五二年にイスラエルとの交渉によって成立したルクセンブルグ協定にもとづいて、ユダヤ人被害者のために三四億五〇〇万マルクを支払った。次いで一九五六年の連邦補償法によって、人種・信仰・政治的理由等により迫害を受けた人々に対して六九六億マルクを支払った。更にヨーロッパ一二ヶ国との包括的協定によって、そ

れらの国のナチス被害者のために一〇億マルクが支払われた。これらの総額は一九九〇年までに八六四億二七〇〇万マルクになる。その外に元ドイツ兵の遺族に現在の国籍を問わず約一〇〇億マルクが支払われている。

2 また、ドイツにおいては責任者の処罰が厳格に行われ、九万人を超えるナチス関係者が裁判にかけられ、七〇〇〇件近い有罪判決が下されている。

3 戦勝国のアメリカにおいても、一九八八年に市民的自由法が制定され、二次大戦中に内陸部の収容所に強制収容された日系人に対して、現在の国籍を問わず、補償が行われた。

4 カナダにおいてもカナダ政府と日系カナダ人補償全国連合との協定の形式により、一九八八年、アメリカと類似の補償が行われた。

5 アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツは、外国人元兵士に対して、自国民とほぼ同様の一時金または年金を支給している。フランスでは一九七五年以降、セネガル国籍の元軍人の年金にスライド制を適用せず、フランス国籍を有する元軍人よりも低額の年金を支給する措置をとったが、この措置は国連の規約人権委員会によって、市

民的及び政治的権利に関する国際規約B規約二六条に違反すると指摘され、フランス政府は是正措置をとった。

七 日本の戦後補償

1 日本においては、対日平和条約の発効により主権を回復するや、一九五二年に戦傷者戦没者遺族等援護法が制定され、翌一九五三年にはGHQの指令により廃止されていた軍人恩給が復活した。しかし、これらには国籍条項・戸籍条項が設けられ、韓国・朝鮮人を始めとする旧植民地出身者は補償の対象から除外された。

2 その後、一九六〇年代までに一〇余の援護立法が行われたが、原子爆弾被爆者に対する立法を唯一の例外として、すべてに国籍条項が付された。

3 日本国籍を有さず、日本国に居住しない被害者個人に補償が行われたのは、一九八五年の「台湾住民である戦没者の遺族などに対する弔慰金等に関する法律」による一人二〇〇万円の支給が唯一の例外である。

4 以上の制度により、一九九六年末までに戦後補償のために四二兆円が支出された。この金額自体はドイツにおける戦後補償の支出をはるかにしのぐ金額である。しかし、そ

のうち、国籍要件のない原爆被爆者関連の支出は二兆円

（現実には在日韓国人朝鮮人等の被爆者のために支出されたのは人口比から算出すると一〇〇億円程度か）、前記台湾住民戦没者遺族等に支給された総額は六〇〇億円である。

したがって、旧植民地出身者のために支出された金額は戦後補償に支出された金額の〇、二％に満たない。また、国家間条約により支払った対外賠償、在外資産の喪失等の総額は一兆円に過ぎず、これを含めても二％を越える程度ではない。

このように、日本の戦後補償は世界に類をみない「内に厚く、外に薄い」ものであった。しかも、軍人恩給の額は旧軍隊の階級により、七倍に達する差が設けられ、原爆を除く空襲被害者は補償の対象から除外されるなど、全体として「戦争を遂行した者に厚く、戦争に巻き込まれた者に薄い」戦後補償であった。

八 アジア女性基金

一九九五年七月、元「慰安婦」への「国民的な償いの事業」等を行うことを目的とする「女性のためのアジア平和国民基金」が発足し、被害者の一部に「償い金」を支給し

た。

しかし、右基金は政府は事務費を負担するのみで、「償い金」の原資は民間の募金でまかなわれるというものであり、決して国家による賠償を意味するものではなかった。また「償い金」に添えられる総理の手紙も個人としての謝罪にとどまるものであり、国としての正式な謝罪ではない。

以上の点から、韓国や台湾では多くの被害者から、基金は日本の国家責任を隠蔽するものであると批判され、「償い金」の受け取りを拒否された。これに対し、基金は各国の支援団体に連絡せず、被害者を個別に勧誘して「償い金」を受領させるなどの挙にでたため、支援団体と被害者の分裂をもたらすものとして強く非難された（尹貞玉調書七六―八四）。

韓国の金大中大統領、台湾の立法院議員、台北市婦女救援福利事業基金会も「事を本筋をすり替えることになる」「本質を覆い隠すもの」と基金を批判した。

ILO条約及び勧告の適用に関する専門委員会報告書も、基金が「被害者の多数の期待に応えていない」と指摘した（甲三三三号証）。

九 最近における国際社会の動向

1 クマラスワミ報告書

一九九六年四月一九日、国連人権委員会において「女性への暴力に関する特別報告者」ラディカ・クマラスワミ氏による報告書が採択された。

同報告書は「慰安婦」を「軍事的性奴隷」と断定し、この問題はサンフランシスコ条約や二国間条約では未解決であると指摘し次の六項目を日本政府に勧告した。

第二次大戦中に日本帝国軍によつて設置された慰安所制度が国際法の下でその義務に違反したことを承認し、かつその違反の法的責任を受諾すること。

日本軍性奴隷制の被害者個々人に対し、人権および基本的自由の重大侵害被害者の現状回復、賠償及び更生への権利に関する差別防止少数者保護小委員会の特別報告者によつて示された原則にしたがつて、賠償を支払うこと。この目的のために特別の行政的審査会を短期間に設置すること。

慰安所およびこれに関連する活動に関し、日本政府が所持するすべての文書、資料の完全な開示を確実なものにすること。

被害者に対し、書面による公的謝罪をすること。

歴史的現実を反映するように教育内容を改めることによつて、これらの問題についての意識を高めること。

慰安所への募集および収容に関与した犯罪者をできるかぎり特定し、かつ処罰すること。

2 マクドゥーガル報告書

一九九八年八月、国連差別防止少数者保護小委員会は、戦時・性奴隷制特別報告者、ゲイ・J・マクドゥーガル氏の最終報告書を公表し、同月二一日にこの報告書を歓迎する決議を採択した。

この報告書は、クマラスワミ報告に対する日本政府の抗弁を否定し、「慰安婦」制度の責任者の処罰と被害者個人への国家賠償を求め、その実現のための具体的方策を勧告した。

3 ILO専門委員会報告書

一九九九年三月一日にジュネーブで公表されたILO条約及び勧告の適用に関する専門家委員会報告書は、女性のためのアジア平和国民基金が被害者の要求を満たしていないと指摘し、本件一審判決に応じ、日本政府が「慰安婦」被害者に個人補償を行うように勧告した。

また、同報告書は戦時産業強制労働について、「日本の

私的産業労働への労働者の大量連行は強制労働条約に違反する。委員会は、被害者に対する個人補償を目的とする措置は、請求が裁判所に係属中であるにもかかわらず、何らとられなかったことに留意する。委員会は政府対政府の支払い、被害者の救済として十分ではないと判断する。」と述べて、日本政府が責任を受け入れて被害者に補償するよう勧告した。

以上のように、国際社会は日本政府に対し、「慰安婦」被害者や勤労挺身隊被害者を含む強制労働被害者に対して、謝罪と個人補償をすることを強く求めており、これをあくまで否定しようとする日本政府は益々孤立を深めている。

一〇 韓国における若い世代の関心

韓国挺身隊問題対策協議会は毎週水曜日に、ソウルの日本大使館前で日本政府に謝罪・賠償等を求めるデモストレーションを行っている。時を経るごとに若い世代が参加するようになり、現在では高校生や中学生が多数を占めるようになっている。甲五二号証は、本件裁判所に対し公正

な裁判を求める二四〇〇〇名の指紋署名であるが、韓国で集められたものは高校生等の若い世代のものが多数を占めている。

このままでは、日本がついに謝罪も賠償もしなかったことを韓国の次世代が記憶し続けることになる。決して、被害者がこの世にいなくなることによって戦後補償問題が解決することはない。（尹貞玉八月二二日調書）

第二 一審原告らの請求の根拠

一 道義的国家たるべき義務による請求

1 侵略戦争と植民地支配への反省に立脚した日本国憲法

一審判決は「日本国憲法は、確かに、帝国日本の軍国主義とこれによる植民地、占領地支配に関して否定的な認識と反省を有し、かつ、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立していることに疑いはない」と判示した。

一審判決も指摘するように、日本国憲法草創期の注釈書である「註解日本国憲法」は「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」という憲法前文の文言について、「過去においてわが国がとったよう

な、利己的・独善的な国家主義を排撃している。従来、わが国においては、わが国体の優越性を妄信し、他国を無視する偏狭な独善主義的な国家思想が広く行われてきたが、これらの思想は、ここに徹底的に打破しなければならぬ趣旨を示している。」（同書五五頁）と解説し、「自国のことのみに専念して他国を無視」したのはほかならぬ大日本帝国であったこと、日本国憲法が大日本帝国の侵略と植民地支配に関して否定的な認識と反省を有し、かつ、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立していることを明確に述べている。

一審原告らも、この点について一審判決や前掲書と認識を一にするものであるが、日本国憲法が否定した「帝国日本の軍国主義と植民地支配」とは、決して対米戦争の開始以後の大日本帝国の行動に限定されるものではなく、明治以来の大日本帝国の領土拡張、他民族支配の政策を指すということを、改めて指摘しておきたい。

すなわちカイロ宣言は「：台湾及び澎湖島のような日本国が清國人から盗取したすべての地域を中華民國に返還すること」「：朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を独立自由のものにする」と規定し、真珠湾攻撃（一九

四一年）以降の太平洋戦争や満州事変（一九三一年）以降の十五年戦争に限ることなく、台湾を植民地とした日清戦争（一八九四年）に始まり、韓国併合（一九一〇年）へと続く、五〇年にわたる侵略と他民族支配の歴史を否定的に総括している。そしてそのカイロ宣言は「カイロ宣言の条項は遵守されるべく」との規定によりポツダム宣言にとりいれられ、そのポツダム宣言の受諾により明治憲法下の旧体制（天皇主権の原理及びその下に立つ統治機構）が否定され、日本国憲法の憲法制定権力が授権されたのである。したがって、カイロ宣言・ポツダム宣言は一体として日本国憲法の授権規範・根本規範である。

このように、日本国憲法は、ポツダム宣言の受諾によって日本が受け入れた軍国主義の除去、民主主義、自由権、基本的人権の確立という諸理念と、その背後にある近代国家原理（九七条にいう「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」）、明治以来五〇年の日本国家の侵略・植民地支配がかかる近代国家原理に違背していたという歴史認識を新たな根本規範として成立したのであり、憲法の解釈にあたっては、つねにこれらの根本規範が解釈基準とされるべきである。

2 侵略と植民地支配への反省を世界に誓約する日本国憲法第九条

日本国憲法は前記反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、第九条において戦争放棄、戦力の不保持という不作為を命じた。前掲書によれば、第九条の目的のひとつは「過去のわが国の行動からして、日本は好戦国であつて、将来再軍備をして再び世界の平和を脅かしはしないかと世界が疑惑をもつことを除去すること」であり、「とくに自衛のためにすら戦争ないし軍備を許さないとしたことは、過去においてわが国が自衛の名の下に侵略戦争を行っていたことからいって、この点に関するわが国に対する世界の疑惑を除去する趣旨を明らかにしようとするものであり」、
「本条の制定はポツダム宣言のもつとも重要な履行としての意味をも」つものであった（同書二〇四頁）。すなわち、憲法第九条は侵略と植民地支配の反省の上に立脚した新生日本の世界に対する誓約にほかならないのである。

3 平和を愛する諸国民との信頼関係の構築

ところで、自国の安全は憲法自身の存立基盤であり、その維持のために憲法が不作為のみを命じているはずがない。憲法は第九条において不作為を命ずるとともに、前文

二項において自国の安全を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」し維持すると宣言し、平和を愛する諸国民との信頼関係の構築という作為を命じたのである。（前掲書五四頁）

すなわち憲法は九条による戦争放棄、戦力不保持という不作為と前文二項の平和を愛する諸国民との信頼関係の構築という作為を日本の平和と安全の維持のための車の両輪として命じているのである。

ところで、日本の平和と安全のため信頼関係を構築すべき対象である以上、「平和を愛する諸国民」とは、第一義的に日本に隣接、近接する地域の人々を指しているはずである。そして日本に隣接、近接する地域の「平和を愛する諸国民」とは、まさに日本の植民地支配と侵略戦争の被害者にほかならないのである。すなわち、侵略戦争と植民地支配を行ってきた日本が、それを反省し、その被害者である諸国民との信頼関係を回復することを、憲法は日本国の平和と安全を維持するために命じているのである。

4 憲法の命ずる作為義務の内容（道義的国家たるべき義務）

憲法は「平和を愛する諸国民」との信頼関係の構築のた

めの作為の内容まで明文で規定していない。

しかし、左記のように、憲法の文言及び条理により、作為の内容は十分に特定されているといふべきである。

第一に、信頼関係を構築すべき対象は侵略戦争・植民地支配の被害を受けた国家だけではなく、被害者たる個人を含んでいる。

日本国憲法前文第二項は「われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定し、平和的生存権を「全世界の国民」に保障している。

一国の憲法に過ぎない日本国憲法が「全世界の国民」に平和的生存権を保障することは一見、背理とも思える。しかし、前記のように日本国憲法が大日本帝国の侵略と植民地支配に否定的な認識と反省を有し、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立しているとの観点から考察すると、右の文言の意味するところは明瞭である。

そもそも、「全世界の国民」といっても、日本の国家権力と過去において接したことがなく、将来において接する可能性もない人々の平和的生存権を日本国の憲法で保障することは本来不可能であり、無意味である。したがって、

ここにいう「全世界の国民」とは日本の国家権力と何らかの接触をもち、あるいは将来接触する可能性のある人々を指していることは疑いがない。そうであれば、平和的生存権の内容である「ひとしく恐怖と欠乏から免れ」の「恐怖」は日本による侵略戦争や植民地支配による「恐怖」であり、「欠乏」とは侵略戦争や植民地支配による被害に起因する「欠乏」を意味することがあきらかである。

すなわち、前文二項に規定された平和的生存権は、日本の国家権力と接触する可能性のある全世界のすべての人々に、日本による侵略戦争と植民地支配の恐怖やそれに起因する欠乏に苦しめられることのない権利を保障し、日本国民に対しては「平和を愛する諸国民」との間に築き上げた信頼関係のもとで戦争の恐怖や予感に脅かされることなく、安んじて暮らして行くことができる権利を保障したものであって、「道義的国家たるべき義務」を、その義務の履行により利益を受ける人々の観点から、権利として確認したものである。

したがって、憲法が信頼関係を構築する対象として侵略戦争、植民地支配の被害者個人を想定していることは明らかであり、このことは、憲法が「平和を愛する諸国」では

なくあえて「平和を愛する諸国民」と規定したことからも裏付けられる。

第二に、国家ではなく侵略戦争や植民地支配の被害者個人との信頼関係を構築せよという以上、少なくとも、侵略戦争と植民地支配について被害者に何の謝罪も賠償もすることなくして信頼関係を回復することは不可能であり、憲法がこれを命じていることは条理上明らかである。

特に一審原告らについては、日本国憲法制定当時は一審原告らの国籍国である大韓民国は未成立であり、日本政府自身の見解によれば、一審原告らは日本国憲法制定当時は日本国籍を有し、一九五一年のサンフランシスコ平和条約により日本国籍を喪失したのである（一九五二年四月一九日付法務省民事局長通達）。したがって、一審原告らへの賠償を国家間条約によって行うことを日本国憲法が予定していたと解する余地はなく、まさに個人に対する謝罪と賠償を日本国憲法が命じていると解するほかはないのである。

5 道義的国家たるべき義務の名宛人

ところで、侵略戦争と植民地支配による被害への賠償、平和を愛する諸国民との信頼関係の回復は、憲法が自国の

安全（すなわち憲法の存立）のために命じている唯一の作為である。

しかも、ポツダム宣言第一項は「日本国は、其の經濟を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし」としている。日本国憲法の成立に法的根拠を与えたポツダム宣言は侵略戦争による被害への賠償を戦後の日本国家の存在目的そのものとみなしているのである。

すなわち、道義的国家たるべき義務は、これが懈怠されれば、憲法自身の存立も危うくなる程の重要性をもった作為であり、国家目的そのものと言っても過言ではない義務なのである。

したがって、この義務の名宛人は日本国の立法権・行政権・司法権であり、立法府がこれに違反すれば憲法上の立法不作為の違法をもたらし、立法が欠缺している場合には既存のあらゆる法を活用してこの義務を果たすことが司法府に求められている。

6 道義的国家たるべき義務の程度

憲法前文はこの義務の程度を「国家の名譽をかけ、全力をあげて」達成されなければならないと表現している。

もとより、憲法も不可能を強いるものではないが、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、戦争や圧制の被害者に対し、現在の国際社会において行われている謝罪や賠償の中で、先端的地位を占める水準のものを要求しているのである。

前記のように、日本と同盟して戦争を遂行したドイツは、連邦補償法、包括協定等の法律・諸条約により、ユダヤ人等のナチス被害者に対し、充実した賠償をおこない、莫大な財政的負担をしている。また、アメリカ合衆国は、戦争中強制収容した日系人に対し「市民の自由法」を制定し、正式に謝罪するとともに一人当たり二万ドルの補償金を交付している。

したがって、憲法が「道義的国家たるべき義務」を課している日本は、侵略戦争と植民地支配の被害者に対し、少なくともこれらの例に劣らない謝罪と賠償を行う義務がある。

7 国家賠償法類推適用による賠償責任

前記のように、司法府も道義的国家たるべき義務の名宛

人であり、謝罪と賠償のための立法が欠けていても、裁判所としては、立法裁量論に逃避するのではなく、類似法令の類推等を通じてこれを特定し、司法救済を実現すべきである。

そして、道義的国家たるべき義務の具体的履行方法を定めた法令が存在しない本件において、公務員による不法行為による損害の回復という点で共通の基礎をもつ国家賠償法を類推適用することは、本件の司法的解決としてきわめて妥当である。なお、「道義的国家たるべき義務」は、

現在の日本国が平和を愛する諸国民の信頼に値する国家でなければならず、その信頼関係の下に日本の平和と安全を維持しなければならないという現在の義務であるから、右の類推適用は国家賠償法を遡及させるものではなく、もとより除斥期間、時効等の規定は類推される余地がない

また、「公正と信義に信頼」するのは、優れて精神的な領域にかかわることであり、謝罪のないまま物質的賠償を行ったのでは、とうてい「道義的国家たるべき義務」は果たし得ない。

そこで、精神的被害の回復という点で共通の基礎をもつ民法七二三条と国家賠償法四条を類推し、裁判所が政府に

対し適当な方法で公式に謝罪することを命じることができると解される。

8 以上により、一審原告らは憲法前文及び第九条により、直接謝罪と賠償を請求することができる。

二 損失補償責任

1 明治憲法と国の補償義務の存在

(一) 一九九八年一〇月八日付準備書面第三で述べたように、財産権侵害による損失補償請求権は、日本国憲法において新しく創設された基本的人権ではなく、財産権という基本的人権が侵害された場合に発生する「財産権という基本的人権の一内容である請求権」であり、日本国憲法においては確認された請求権である。

日本国憲法の制定を明治憲法と断絶したものとするかあるいは連続したものとするかの説の違いにかかわらず、本件当時、財産権という基本的人権は保障されていたのである、その基本的人権の侵害により発生した具体的請求権（損失補償請求権）は、日本国憲法に反しない限りは、その請求の法的根拠を失うものでなく、弁済等の理由無き限り消滅しない。

(二) そして、当時の明治憲法の解釈においても、財産権を

根拠として国の損失補償責任を認める有力な学説及び下級審判決が存在したのであり（原告ら第九準備書面第七の二1）、ましてや、現時点における（明治憲法の）財産権の正しい解釈においては、財産権を根拠に特別の犠牲に対する損失補償請求権は認められてしかるべきである。

2 損失補償請求権の要件具備

(一) 今日では、「特別の犠牲」が課された場合、財産権を根拠として損失補償請求権が発生することに争いはなく、「特別の犠牲」かどうかの判断には二つの説がある。

(二) そして、「勿論解釈」として、当然に、財産上特別の犠牲が課せられた場合と同様に生命・身体に対して特別の犠牲が課せられた場合にも、国に損失補償の具体的義務が発生する（原告ら第九準備書面第七の二2）。

(三) しかるに、右「特別の犠牲」かどうかの判断のいずれの立場でも、元従軍慰安婦及び元女子勤労挺身隊の一審原告らが特別の犠牲を課せられたことはすでに明らかにになっている。

3 したがって、一審被告国が一審原告らに損失補償責任を負うことは明らかである。

三 挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償責任

1 挺身勤労契約の成立

(一) 一審判決が「挺身勤労契約」の成立を否定した根拠である「公法関係」がその理由足り得ないことは一九九八年一〇月一八日付控訴人ら第一準備書面第四で述べたとおりである。

(二) なお、一審被告国は、一審原告らが例えとしてあげた「個人が自衛隊へ入隊するようなものであり…」をとらえて、平成一二年二月一〇日付準備書面(二)第四で「しかし、自衛隊への入隊は行政処分によるものであつて契約ではないし、ましてや一審挺身隊原告らが公務員でなかったことは明らかであつて…」と反論している。

しかし、一審原告らが主張するところは、自衛隊の入隊にあたって給料等の待遇などの諸条件が当然に入隊時には決まっていて、公法関係にあつても国は自衛隊員に対する給料支払いなどの義務を免れるものではなく、同じように仮に一審被告国と元女子勤労挺身隊員の一審原告らとの関係が公法関係であつたとしても、女子勤労挺身隊に入隊した一審原告らに対して国はそれらの義務を免れないという

ことである。

(三) また、一審被告国は、「自衛隊への入隊は行政処分によるものであつて契約ではないし」というが、まさしく女子勤労挺身隊への入隊は行政処分ではなく、また一審被告国がいうとおり「一審挺身隊原告らが公務員でなかったことは明らか」であるから、元女子勤労挺身隊員である一審原告らの女子勤労挺身隊への入隊は一審被告国との契約でしか有り得ないことになる。

そして、原告ら第九準備書面四で詳細は述べたが、一審被告国が組織した女子勤労挺身隊へ一審原告らはお国（日本）のためにと入隊し、大日本帝国・天皇のためにと挺身勤労をし続け（朴■一審一四回調書二八、三六項、朴■一八回調書二七項、柳■一審一四回調書七四項、朴■一審一四回調書一九、二〇項他、甲第五九ないし六一号証）、一審被告国は、一審被告国の組織である女子勤労挺身隊の隊員を各工場に出動させて、また、ある工場（ある会社）から別の工場（別の会社）へと移動させていた。このように、一審被告国は一審原告ら元女子勤労挺身隊員らに対して指揮命令権があり一審原告らはそれに服従していたのであり、仮に元女子勤労挺身隊員の一審原告らと派遣

先の工場との間に雇用関係があつたとしても、一審被告国と一審原告ら元挺身隊員らとの間に挺身勤労に関する法的関係が存在したことは明らかであり、その法的関係を律する根拠は契約しか考えられないことは明白である。

(四) 挺身勤労契約の内容について、その詳細については、当時の当事者の状況、女子挺身勤労令、条理及び当事者の意思を合理的に解釈して判断すれば、原告ら第九準備書面四で述べたとおりである。

2 国の債務不履行及び一審原告らの被害ないし損害については、前述四及び控訴審における本人尋問ないしこれまで各準備書面で述べたとおり明らかである。

四 立法不作為による国家賠償請求

1 仮に元慰安婦一審原告らについて前記一、二、元勤労挺身隊一審原告らについて前記一、二、三の請求が認められないとすれば、憲法上救済されなければならない人権侵害について救済する法が欠けていることになる。したがって、一審原告らは立法不作為による国家賠償を予備的に請求する。

2 立法不作為による国家賠償請求の歴史

立法不作為による国家賠償を請求する訴訟は主に一九七〇年代前半から一九八〇年代後半にかけて下級審に現れた。それらは左記のような裁判例であった。

(一) 札幌地小樽支判一九七四・一二・九「在宅投票制一次訴訟」(判時七六二号八頁)

(二) 札幌高判一九七八・五・二四「在宅投票制一次訴訟控訴審」(判時八八八号二六頁)

(三) 札幌地判一九八〇・一・一七「在宅投票制二次訴訟」(判時九五三号一八頁)

(四) 東京地判一九七七・八・八「定数配分千葉四区訴訟」(判時八五九号三頁)

(五) 東京地判一九七八・一〇・一九「定数配分東京七区訴訟」(判時九一四号二九頁)

(六) 大阪地裁一九八〇・五・一五「私学訴訟」(判時九七二二号七九頁)

これらの裁判例や学説においては、一般論として立法行為や立法不作為の違憲性を国家賠償訴訟で争うことを認める立場が多数を占めてきた。そして、国会議員の立法行為や立法不作為も国家賠償の原因たる違法な公権力の行使となりうることを当然の前提とした上で、国家賠償の認めら

れるための要件である国会議員の故意過失をどのようにとらえるべきか、ここでの国家賠償訴訟が抽象的違憲審査におちいらないようにするためには、いかなる要件の絞りをつけるべきかという形で議論がすすめられてきた。

例えば前記(二)の裁判例は、過失の存在を否定して請求自体は棄却するものであったが、立法不作為に対する国家賠償請求の要件についての判決要旨は次の通りであった。

「(一) 国会議員による立法行為又は立法不作為にいても国家賠償法一条一項は適用される。

(二) 国会議員の免責特権を定める憲法五一条は、国会議員の違法行為についての国の賠償責任を否定する趣旨を含むものではない。

(三) 憲法上の選挙権の保障には、選挙権行使の平等な機会の保障も含まれる。

(四) 国会が、合理的と認められるやむを得ない事由のない限り、選挙権行使の平等を確保するよう立法することは、憲法上の義務である。

(五) 国会が憲法によって義務付けられた立法をすることを故意に放置する場合、裁判所は国会

の当該立法不作為の憲法適合性を判断しうる。

四 国家賠償法適用上、国会議員の故意・過失について、国会の意思が各国會議員の意思であると前提すれば足りる。』

ところが、前記(二)の上告審である一九八五年一・二一最高裁第一小法廷判決(民集三九卷七号一五一二頁、以下「一九八五年小法廷判決」という)は、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定上、違法の評価を受けない。」と判示した。この判決は、当時から「下級審判決が今までに積み上げてきた成果を、いっきに根底からくつがえしてしまった」(野中俊彦・法律時報五八卷二号・「在宅投票事件最高裁判決の検討」と評価され、実際に本件一審判決までの一三年間、立法不作為による国家賠償を(及びその可能性を)認める裁判例は姿を消したのである。

3 一九八五年小法廷判決の誤り

(一) 論理的誤り

右の判決の理由づけについて従来より次のような論理的な問題点が指摘されていた

(1) 判決は立法行為の違法と立法内容の違法の問題は区別されるべきであるとして、前者は後者とは異なり、性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から適否を法的に評価することは許されないとした。

しかし、刑事手続において逮捕・起訴・勾留などが独立の行為として国民の権利を制限するのとは異なり、国会議員の個々の行為は、法律案への賛成反対を問わず、総体的に法形成に向けられるのであり、独立の行為として直接個々の国民に法的効果を及ぼすことはありえないから、右の区別が直ちに判決のいうような効果に結びつくとは考えられない。

むしろ、国会のような合議制の機関については、議員意思の集約されたものとしての立法に違憲性があれば、それに向けた立法行為は国家賠償法上違法と評価され、結局観念的には区別された違法性が再び重なりあうと解するのが妥当である。

(2) 判決は憲法五一条による国会議員の免責を、立法行為に

対する国家賠償請求を抑制する根拠として挙げているが、憲法五一条は国会議員の立法活動について個人としての民事上の責任を問わないことを規定したものにすぎず、その違法な職務を国家賠償法上適法なものみなす趣旨ではない。

(3) 判決は「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」を立法行為に対する国家賠償請求が許される例外的場合として挙げているが、それ以前の理由づけと、この例外には全く論理的関係が見いだせない。

(二) 実質的誤り

しかし、右判決が最も厳しい批判を受けたのは、個々の論理的破綻によりも、判決が「人権が侵害された場合に裁判的救済を求める権利ないし憲法訴訟を提起する道を保障すべきことについての配慮がまったく感じられない」という点であった。

一九七六年四月一四日最高裁大法廷判決（議員定数配分規定違憲訴訟、以下「一九七六年大法廷判決」という）が、公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟により議員

定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争い得るのかについて疑問を呈しつつも、右の訴訟が現行法上選挙人が選挙の適否を争うことができる唯一の訴訟であり、これを措いては他に訴訟上公選法の違憲を主張してその是正を求める機会がないことに配慮し、「およそ国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきである」という憲法上の要請に照らして」これを認めたことと対比しても、一九八五年小法廷判決が小法廷の判断により無造作に立法行為に対する国家賠償請求を否定したことは理解困難というほかはなかった。

学説も、およそ憲法上の権利の侵害に対してできるだけ救済の道がひらかなければならないという憲法上の要請に応えるためには「国家賠償法一条一項の解釈論として、立法行為や立法不作為にかかる国家賠償請求を肯定する説も否定する説もともに論理的に成立しうるとしたら、肯定説の方が選ばれるべきであ」(内野正幸「在宅投票制廃止を争う道はいずれに」法学セミナー三七四号)り、「最高裁が：なにゆえに自らの違憲審査権の行使に必要以上の制約を課す論理を展開したのか、率直にいつて理解に苦し

む」(野中俊彦 前掲)と評したのである。

4 一審判決の論理

本件一審判決は一九八五年小法廷判決を原則的に承認しつつも、例外については解釈を異にするとして次のように判示した。

「立法不作為に関する限り、これが日本国憲法秩序の根幹的価値に関わる基本的人権の侵害をもたらしている場合にも、例外的に国家賠償法上の違法をいうことができるものと解する」

確かに、一九八五年小法廷判決は理由部分の論理と例外の提示に論理的関係がなく、しかも、例外については、積極的立法の場合を例示するのみで、立法不作為の場合についての例示がない。そして、積極的違憲立法に比べ、立法不作為の場合に国家賠償によって争う必要性がより高いことを考慮すると、一審判決の判示のように、一九八五年小法廷判決を原則的に維持しつつ、例外の解釈を拡大することによって、本件について立法不作為の違法を認めたことは、最高裁判例に対する謙抑的な批判として十分に理解できるところである。

5 一審原告らの主張

ところで、一九八五年小法廷判決は、個別事案の解決としては、一九七六年大法廷判決において、定数不均衡の場合に公選法上の無効訴訟を提起することが認められたのを受け、在宅投票制の問題についても行政訴訟によるべきであり、あえて立法不作為の国家賠償という道を認める必要はないとの判断があったものとも思われる。

しかし、一九八五年小法廷判決の当時には思い至らなかった戦後補償を求める訴訟が一九八九年以来本件を含めて六〇件近く提起され、一九八五年小法廷判決の弊害がますます明らかになった。すなわち、戦後補償の問題は、日本国民には恩給法・援護諸法を通じて膨大な予算を投じた戦後補償が行われたにもかかわらず、それらのほとんどすべてに国籍条項を設け、また戦争を遂行した人々への補償に厚く、戦争に巻き込まれた人々への補償に薄いという体系の立法がおこなわれたため、旧植民地出身者には全く補償・賠償の手が差し伸べられることがなかった故の問題であり、まさに立法不作為の問題だったのである。

しかし、これらの訴訟の前には一九八五年小法廷判決が立ちはだかり、しかも戦後補償の問題においては(在日韓国人への恩給法・援護法適用という限られた事例を除いて

は）行政訴訟によって争う余地がなく、まさに憲法上の人権が侵害されながら、その救済の道が見いだせないという困難を強いられたのである。

そのため、戦後補償に関する数多くの判決において、裁判所は現状が違憲であることを示唆したり、立法解決を望む旨判示しながら、主文においては原告の請求を棄却するという、無力な対応に終始せざるをえなかったのである。

そのような判決のうち数例を挙げれば、左記の如くである。

・大阪地裁一九九五年一〇月一日判決（元日本軍属
在日韓国人援護法障害年金却下処分取消訴訟 一審判
決 判タ 九〇一号 八四頁）

『在日韓国人について、国籍条項、戸籍条項により、援護法の適用対象外として何らの補償給付を行わず、前記のように重大な差別を生じさせる取扱いは、憲法一四条に違反する疑いがあるといわざるを得ない。』
東京地裁一九九八年六月二三日判決（元日本軍人韓国人損害賠償請求事件）

『原告のように、退役後は日本国から恩給が支給され
ると信じ、旧日本軍人として我が国のために最も危険

な南方の最前線で戦闘に参加し、片腕を失うほどの重
度の戦傷を受けたにもかかわらず、その後自己の意思
によらず国籍を喪失したという一事をもって、被告で
ある日本国から何らの補償も受けられないという事態
は、いかにも不可解であるといわざるを得ず、何らか
の立法措置が講ぜられてしかるべきである。』

・東京高裁一九九八年七月一三日判決（元日本陸軍軍
属韓国人B C級戦犯者国家補償等請求事件 判時一六
四七号三九頁）

『この問題によって、人道的、国家補償の見地からす
る戦後補償立法が我が国及び先進主要国においてみら
れる実情にかんがみるとき、：右の問題について適切
な立法措置がとられるのが望ましいことは、明らかで
ある。第二次世界大戦が終わり、戦犯者控訴人らが戦
犯者とされ、戦犯裁判を受けてから既に五〇年余の歳
月が経過し、戦犯者控訴人らはいずれも高齢となり、
当審係属中にも、そのうち二人が死亡している。国政
関与者においてこの問題の早期解決を図るため適切な
立法措置を講じることが期待されるところである。』
・東京地裁一九九八年七月三一日判決（元日本軍人

韓国人恩給請求棄却処分取消請求事件 判時一六七七号四三頁)

『現在の繁栄が幾多の人々の犠牲の上に存すること、そして、その犠牲を被った者が日々生活を送る生身の人間であること、恩給法の適用のある軍務に服した者としては、当然に同法による恩給給付を期待して職務に当たったであろうこと、特に、増加恩給は公務の遂行において自己の心身という重要な法益に重篤な障害を生じた元公務員の稼働能力の減耗を補うものであることに思いを致せば、日本人として従軍しながら戦後の国際関係の間で日本国民としての国籍を喪失し、同一の立場にあった日本人とは異なる取扱いを受け、経済的にも著しい格差が生じていることは、平等・公正の觀念に照らして疑義なしとしないところである。：国際社会において、国家の責任において引き起こされた損害について、その国家が内外国人を問わずに補償を行うことが望ましい：』

・東京高裁一九九八年九月二九日判決 (元日本軍属

在日韓国人援護法障害年金却下処分取消訴訟 判時一六五九号三五頁)

『：人道的な見地からしても、また国連の規約人権委員会から関心事項(懸念事項)として指摘されていることに照らしても、速やかに適切な対応を図ることが、我が国に課せられた政治的・行政的責務でもあるというべきである。』

：援護法の国籍条項及び本件付則を改廃して、在日韓国人にも同法適用の途を開くなどの立法をすること、又は在日韓国人の戦傷病者についてこれに相應する行政上の特別措置を採ることが、強く望まれる。』

・東京地裁一九九八年二月二一日判決(光州千人訴訟)

『日本の国会で何らかの直接的補償措置の検討がなされることが望まれることはいうまでもない。』

これらの「付言」の意図するところには一番原告らも共感するところではあるが、かかる付言をしつつ、結局立法裁量論により請求を棄却するのでは、少数者の人権の最後の砦である裁判所として余りにも無力な対応であるといわざるを得ない。

そもそも、立法裁量論は立憲民主主義が健全に機能していることを前提とする議論である。本件をはじめとする戦

後補償訴訟は、多数決により成立した国会や政府が、長年にわたって少数者たる旧植民地出身戦争被害者を放置してきた現実の下で裁判所に最後の望みを託して被害者らが提起したものであり、立法裁量論が妥当する場面ではない。ここで裁判所が立法裁量論に逃避したのでは、被害者の人権は回復する術がない。

本件一審原告らのような被害者に、人権の回復を図りたければ日本の立法や行政に何らかの影響力を行使せよと告げる事が、いかに非現実的であるか、一審原告らと間近に接した本裁判所には十分に理解できるはずである。

このように、多くの裁判例が現状の不正義を認めながら、弱々しく「付言」することしかできなかった理由のひとつは、一九八五年小法廷判決により最高裁が立法不作為による国家賠償という裁判所の武器を無造作に投げ捨ててしまったことにある。

一九八五年小法廷判決の誤りは、右のように、その後五年の経過が明らかにしている。もとより最高裁判例も絶対的なものではありえず、誤りがあれば変更されるべきであり、特に一五年の時を経ている以上、変更したとしても法的安定性を害するものではない。

したがって、一審原告らとしては、一九八五年小法廷判決の例外に関する判示のみ変更しようとする一審判決の英知に十分に敬意を表しながらも、一九八五年小法廷判決自体を変更し、例外としてではなく、正面から立法不作為による国家賠償請求の道を再び開くことが正当であると考え

6 立法不作為による国家賠償の要件

(一) 一九八五年小法廷判決以前の下級審及び学説により形成された立法不作為による国家賠償請求の要件は次のようなものと考えられる。

- (1) 立法者の立法義務が憲法上明示されているか、または解釈上導き出される場合に
- (2) 相当の期間を経過してもなお立法者が立法義務を怠っているときに、立法の不作為が違憲となり、
- (3) 国会議員の故意・過失が認められる場合には国家賠償が認められる。

そこで本件についてこれらの要件を検討する。

(二) 本件における立法義務の根拠

(1) 憲法一三条

一審判決は、軍慰安婦の被害は「徹底した女性差別、民

族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであって、しかも、決して過去の問題ではなく、現在においても克服すべき根源的人権問題であることも明らかであり、先行行為に基づくその後の保護義務として日本国には被害回復措置をとる義務があったと判示する。一審原告らはこの点においても一審判決の判示を十分に理由があると考ええる。ただし、右の理は勤労挺身隊一審原告についても妥当するはずであり、一審判決の「その被害が格別のものであり、これを放置することが日本国憲法上黙視し得ない重大な人権侵害をもたらししているとまでは認められない。」との部分は妥当ではない。すなわち、すでに述べた通り勤労挺身隊制度は国家によって行われた大規模な少女誘拐強制労働制度であり、被害者に深刻な肉体的・精神的被害をあたえ、現在にいたっても、一審勤労挺身隊原告はむしろ軍慰安婦原告に比しても深刻なPTSDに悩まされているほどなのである。

(2) 憲法前文・九条

すでに論じたように憲法前文・九条は日本国の立法・行政・司法に対して道義的国家たるべき義務を課している。立法府においてはこの義務は、一審原告らのような被害者

らに対する補償・賠償立法を行う義務に外ならない。

(3) 憲法一四条

もともと、強制・欺罔による性奴隷制度や少女を欺罔して強制労働に従事させるなどの制度は旧植民地出身者のみ（性奴隷制度は占領地出身者に対しても適用された）に適用された制度である。したがって、恩給法や援護法にはこれらの被害を補償する規定自体がなく（女子勤労挺身隊員への補償はあるが、朝鮮人女子勤労挺身隊と、日本内地の女子勤労挺身隊は対象者の年齢や動員形態が異なり、全く別の制度である）、一審原告らが恩給法・援護法による補償から居住要件や国籍条項によって排除されているのではない。

しかし、日本国民の被害については軍人・軍属・国家総動員法による被徴用者、学校報国隊員、女子挺身隊員、国民勤労報国隊員、満州開拓青年義勇隊員、防空監視隊員、満州青年移民、従軍看護婦等々、細かく援護を手を差し伸べておきながら、もっぱら植民地出身者を対象とした制度については何らの立法を行わなかったこと自体が不当な差別というべきであり、恩給法・援護法により日本国民に対して戦後補償を行った以上、憲法一四条は一審原告らに対

しても補償・賠償立法を行うことを義務づけていたといふべきである。

(三) 合理的期間について

一審判決は遅くとも一九九三年八月四日の内閣官房長官談話の時には国会は軍慰安婦に対する賠償立法を立法課題として認識できたと判示する。

しかし、右の解釈は遅きに失して不当である。一審判決のように、政府が事実を認定した時点を始期とするのは、与党が故意に事実を否認し立法を懈怠した場合にはいつまでも合理的期間が進行しないことになるからである。

国会は卓越した調査能力をもち、しかも戦争に動員されたのが、旧内地出身者のみではなく、多くの旧植民地出身者や占領地出身者が動員されたことは当時より公知の事実であったから、日本国憲法制定時、あるいは遅くともサンフランシスコ条約締結時には国会は十分に一審原告らに対する賠償立法を立法課題として認識できたはずである。

現に、国会は日本国憲法の制定を受けて「道義日本建設の決議」を行い、サンフランシスコ条約の締結により占領が解除されるや、いち早く一九五二年に遺族援護法を制定、翌一九五三年に恩給法を復活し、日本国籍を有する戦

争被害者への補償を開始している。したがって、一審原告らすべてについて、遅くとも一九五三年には国会は立法課題として認識することが可能であり、一審の判示とおり立法のために三年程度の期間が必要であったとしても、遅くとも一九五六年には立法の不作為は違法となっていたと解される。

(四) 故意・過失

国会のような合議制の機関においては、故意・過失を個々の議員に即して認定する必要はなく、議員の統一的意思活動たる国会自身の故意・過失を論ずるをもって足りると解される（古崎慶長「国家補償法」一一三頁）。

そして、国会はその機構等において他の立法機関に類をみないほどの調査能力を有しているから、立法にあたって違憲を生じないようにする高度の注意義務を有しているものであり、法律の欠缺が違憲である場合には消極的立法行為の過失が推定されるべきである。

特に本件においては、ドイツ・アメリカなどにおいて当該国の国籍を有しない個人に対する戦後補償立法が進められ、その一方において日本では恩給法・援護法の国籍条項によって旧植民地出身者等を排除した戦後補償立法が進め

られた事情があるから、むしろ一審原告らに対する補償・賠償立法を行わないという積極的な立法意思が示されたといふべきであり、国会には故意があつた。

(五) 賠償額

(1) 一審判決の認定

一審判決は一審慰安婦原告らについて、「将来の立法により被害回復がなされることを考慮し」、立法措置が遅延したことに対する慰謝料のみを認定した。

おそらく、一審は「本来の損害に対する賠償」については政策的に複数の選択肢があり、その賠償額まで裁判所が決定することは、国会の立法権に対する侵害となりかねないとの配慮をしたものと理解される。

(2) 一審原告らの主張

しかし、そもそも数十年にわたり立法を怠り、長年にわたつて事実さえ認めてこなかった国会や行政の政治部門に対し、右のような慰謝料の認定をもつて解決を促すのでは、高齢の被害者らの救済として、まったく不十分である。実際に一審判決以後二年半が経過したが、国会における立法解決は全く実現していない。

しかも、本件について、実質的に軍「慰安婦」、勤労挺

身隊として受けた被害そのものを填補する賠償額を認定したとしても、それは本件一審原告に対する個別救済にすぎず、一審原告らと同様の被害を被つた多くの被害者や類似の被害を被つた旧植民地出身者らに対する賠償をどのように解決するかについては国会が複数の選択肢のなかから政策決定することになり、決して裁判所が立法権を行使したり、国会の立法権を侵害したという問題にはならない。

思うに、立法不作為の損害賠償額をいかに認定するかとの問題はいわゆる「救済法」の領域に属する問題である。憲法一三条は国民が裁判を受ける権利の行使として権利・自由の実現を求めた場合に、裁判所としても司法権の性質と矛盾しない範囲でできるだけ実効的な救済を与えるべきことを要請する趣旨を含んでいと解されるところ、権利概念の最上位に属する原理的権利概念については裁判所に所与のものとして与えられるが、その下位にある具体的権利、手段的権利については裁判官による創造の対象となる。すなわち、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはかる「救済法」の分野において創造的活動が求められている（佐藤幸治「憲法（新版）二七三頁、同「基本的人権の保障と救済」法学教室五五号六五

頁、谷口安平「権利概念の生成と訴えの利益」講座民事訴訟法2 弘文堂

一審原告らに対する補償・賠償立法の欠缺が違憲である以上、裁判所が軍「慰安婦」、勤労挺身隊としての被害の填補にあたる賠償額を認定して、一審原告らに関する限りにおいて問題を解決することが、むしろ裁判所に期待されているのである。

よって、請求の趣旨相当額の賠償額が認容されるべきである。

五 立法不作為違憲確認請求

1 仮に、立法不作為による損害賠償も認められない場合には、一審原告らは更に予備的に、立法不作為に対する違憲確認を求める。

2 前述のように、最高裁は一九七六年大法院判決において「およそ国民の基本的権利を侵害する国家行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきである」という憲法上の要請」があると述べた。

一審原告らは右の大法院判決の趣旨にたちかえり、一九八五年小法院判決は変更されるべきであると主張するが、

仮に一九八五年小法院判決が維持される場合にも、一九七六年大法院判決と調和的に解釈すべきであると考ええる。

一九八五年小法院判決は国会議員の立法行為が国家賠償法上違法となるかどうかは、当該立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきであり、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から具体的立法行為の適否を法的に評価することは原則的には許されないと理由で立法不作為による国家賠償請求を否定した。

仮に右の論理を承認するとしても、右の論理は立法不作為に対する違憲確認訴訟をいささかも否定するものではない。すなわち、違憲確認訴訟は国会議員の立法行為ではなく、立法（又は不作為）の内容の違憲性を正面から問題にするものであり、特定個人に対する損害賠償を求めるものでもないからである。

そして、選挙制度に関する訴訟と異なり、行政訴訟による救済が不可能である本件では、一九八五年小法院判決を（例外についての判示も変更せずに）維持しつつ、一九七六年大法院判決の趣旨を生かすためには、立法不作為に対する違憲確認が認められる外はない。

3 これについて、本件とやや類似の性格をもつ台湾人軍

人・軍属訴訟二審判決（東京高裁一九八五年八月二六日判決）において、判決は一般論としては立法不作為に対する違憲違法確認訴訟が可能であることを前提としつつ、無名抗告訴訟の一類型である義務確認訴訟の要件を類推し、立法義務の内容が一義的に明確であること等を要件とし、この要件を満たさないことを理由に請求自体を退けた。

しかし、違憲確認判決は立法不作為が違憲状態であることを宣言するものに過ぎず、具体的な立法を国会に命じるものではないから、あるべき立法の内容が一義的に明確である必要はない。前記高裁判決は義務確認訴訟の要件をあまりやまって類推適用したものである。

本件において、立法の不作為が違憲であることはすでに主張した通りであり、一審原告らの救済としては非常に十分なものではあるが、一審原告らはあえて予備的に、この違憲の確認を求める。

六 不法行為による国家賠償責任について

1 加害行為

(一) 国の継続した加害行為

一審被告国は、強制連行された朝鮮人の被害者への個人的

賠償ないし補償に対するその責任につき、原告第九準備書面第八の一「ないし」で述べたように、敗戦後から一九九二年四月頃まで、一貫して「日韓両国と両国民間の請求権問題は、六五年の日韓条約に伴う協定により、完全かつ最終的に解決済みというのがわが国の立場である。」との態度を表明し続け、従軍慰安婦の実態についても「従軍慰安婦なるものにつきましては、…民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いている：こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねると思っております。」などと称して一審被告国の関与を否定し、何らの賠償及び謝罪もせず、かつ、従軍慰安婦及び勤労挺身隊の被害実態などの調査にさえも着手しなかった。

(二) 「公娼発言」による加害行為

一九九四年四月二八日、当時の永野元法務大臣は、法務大臣就任当日の個別インタビューにおいて「二〇世紀半ばに一流国が自分の意思を周囲に押しつけるという歴史的認識は間違っていた。慰安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であって、それ

を今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない。」（以下「公娼発言」と言う。）との趣旨の発言を

し、右公娼発言は同年五月四日及び同月五日の新聞朝刊で報道された。

2 国の継続した加害行為の違法性

(一) 国家賠償法一条一項の「違法とは、厳密な法規違反のみを指すのではなく、当該行為（不作為も含む）が法律、慣習、条理ないし健全な社会通念等に照らし客観的に正当性を欠くことをも包含するものである（東京地裁昭和四五年堯第九〇八〇号、昭和五一年五月三一日判決）。

右1（一）の国の継続した加害行為は、右規範に照らして、一審原告らに対する人格価値そのものに対する違法な加害行為であると共に、一審原告らの名誉及び名誉感情をも著しく害する違法なものである。

(二) 一審被告国は、一貫して日韓協定による解決済み論を公に繰り返して主張してきた。しかし、原告ら第九準備書面第八で述べたように、日韓協定が外交（的）保護権の（相互）放棄でしかないことは明らかであるのに、一審被告国が、日韓協定によって完全かつ最終的に解決済みとの見解をマスコミに対して繰り返し発表する行為（作為）

は、一審原告らを含む被害者及び一般大衆に対して、一審原告らの被害回復を求める声は、法的根拠が全く無い不当な訴えに過ぎないものであるとの誤った認識を与え、多くの被害者が被害救済を求める声を上げることすらあきらめさせるものであり、一審原告らに失望感や絶望感をもたらした。一審原告らに著しい精神的苦痛を与えるものであった。

また、元従軍慰安婦の一審原告らに対しては、一審被告国は「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いている」「当時厚生省勤労局も国民勤労動員署も朝鮮人従軍慰安婦につきましては全く関与していなかった」「強制の証拠はない。」等と一審被告国の関与を積極的に否定する行為は、一審原告らをして「職業的売春婦」と呼ぶに、あるいは「お金が欲しいので任意に売春婦になったのではないか」と示唆するに等しい行為であり、被害者である一審原告らにとって、これ程辛いことはない。一審被告国の首相、官房長官、外務大臣、内閣外政治審議室、外務省、労働省の要職にある公務員らが、日本国内外において、右のような各行為を続けてきたことは、一審原告らの人格価値そのものを著しく傷付け、一審原告らに著しい精神的苦

痛を与え続け、かつ、一審原告らの名誉及び名誉感情を著しく毀損するものであった。

さらに、一審被告国の朝鮮に対する植民地支配及び戦争への朝鮮人の動員により、一審原告らを含む多数の朝鮮人に多大の被害を被らせた事実を含む太平洋戦争は、通常の戦争犯罪と異なり、極東軍時裁判（東京裁判）において、国際法上、例外的に戦争遂行にあたつた軍人ら個人の責任も追及された程に、非人道的であり極めて高度に違法なものと国際的に評価・非難され、かつ、戦後も一審被告国は朝鮮人を含むアジアの被害者個人に対して何らの賠償ないし補償及び謝罪をしないことについて国際的な大きな非難を浴び続けている。

それにもかかわらず、一審被告国はそのような国際的評価・非難に対して馬耳東風であり、被害者に対して何らの謝罪や賠償をするどころか被害実態調査にさえも着手もせず（不作為）、かつ、誠実に調査を行えば従軍慰安婦や朝鮮女子勤労挺身隊について一審被告国の関与や被害実態等は明らかにようになってきたにもかかわらず、その関与や加害行為を積極的に否定し続けてきた（作為）。

これらの一連の各行為（不作為及び作為）もまた、一審

原告らの人格価値そのものを著しく傷つけるなど、一審原告らに著しい精神的苦痛を与え続けるものであった。

（三） これらの一審被告国の作為及び不作為（その作為義務が法的義務に基づくものであるかどうかにかかわらず）の一連の行為は、条理ないし健全な社会通念等に照らし客観的に正当性を欠く違法なものであり、不法行為を構成することは明らかである。

3 「公娼発言」の加害行為の違法性

（一） 元従軍慰安婦の一審原告らに対しては、一九九四年四月二八日、永野元法務大臣が「：慰安婦は当時の公娼であつて：韓国人差別：」との公娼発言を行ったのであるが、この公娼発言も、条理ないし健全な社会通念等に照らし客観的に正当性を欠く違法なものであり、従軍慰安婦であつた一審原告らに対する右2とは別個の新たな不法行為を構成することも明らかである。

（二） 公娼制は、貧困に乗じた一種の人身売買、すなわち、前借金によつて貧しい女性を拘束し職業的売春を強制する制度であつて、女性の人格を全く無視した非文明的な恥ずべき制度であり、当時の国際法（女児・女性の人身売買を禁止する三条約、強制労働禁止条約等）に照らしても、そ

の合法性には強い疑問のある制度であった。

したがって、そもそも、当時、公娼制が存在したことをもって、一審被告国が従軍慰安婦制度に関与したことを正当化する何らの根拠になりえないことは明らかである。

さらに、公娼制と従軍慰安婦制度は、女性を物理的強制によって拘束し、不特定多数の男性との性交を強要する制度である点では共通するが、従軍慰安婦制度では外出の自由や廃業の自由は形式的にも認められず、公娼制に比べてはるかに多数の男性との性交を強いられ、設置・運営に軍が直接的に関与し、専ら軍人・軍属を相手とするなど、公娼制とは明らかな相違がある。すなわち、公娼制と従軍慰安婦制度は全く異なる制度であり、右公娼発言は歴史的事実としても全くの誤りであった。

ただし、一般には「公娼」自発的な職業的売春婦」との誤解があり、右公娼発言は、永野元法務大臣自身がそのような誤解に立脚することによってなされたものと考えられる（そうでなければ、公娼であるから正当化されるとの論理は成立する余地がない）。

したがって、右公娼発言は、従軍慰安婦であった一審原告らが一審被告国による強制の被害者でなく、自発的な職

業的売春婦に過ぎないとの誤解を一般に与えるものであり、これにより従軍慰安婦であった一審原告らが著しく人格価値そのものを傷付けられるなどして、著しい精神的苦痛を受けることは明らかである。

(三) 一審判決は、永野元法務大臣の右公娼発言について

「その内容は、あくまで従軍慰安婦についての歴史的、制度的認識とその評価にかかるものであり、しかも、その発言状況からしても、これについて一般論としての意見を述べたに過ぎないことが明らかである。もとより、右発言における朝鮮人従軍慰安婦についての認識と評価が根本的に誤っており、前記内閣官房内閣外政審議室の調査報告書や官房長官談話にも反していることは明白であるにしても、また、法務大臣の要職にあり、そのゆえ同時に、本訴における被告代表者たる地位にもある人物の発言としてはその妥当性にかんがりの疑問があるにしても、右発言が、その内容自体からして、あるいはこれがなされた状況からして、ある特定の個人を対象としていたり、まして本訴訟慰安婦原告らを指してなされたりした発言でないことは明らかというべきである。」と判示し、名誉棄損に限ってのみ、しかも誤った判断をしている。

しかし、一審原告らは、名誉毀損だけでなく人格価値そのものや名誉感情等が傷つけられたのであり、もちろん精神的自由（身体的自由に対比しての表現であり、精神的苦痛もまた身体的自由の侵害ともいえるかもしれない）の著しい侵害も被っている。また、名誉棄損に限っても、左記のとおり、一審判決は明らかに誤った判断を下している。

（四） 週刊誌に掲載された記事につき名誉棄損ないし侮辱に

よる不法行為の成立を判断した東京地裁昭和六三年（ワ）

第一三〇五八号によると、記事の内容が原告の名誉を毀損するものであるかどうかは「一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであり」と判示しており、公娼発言も、発言の方法、時期、発言内容等を、一般人の普通の報道のとらえ方を基準として判断すべきである。

（五） 公娼発言がなされた一九九四年四月二八日当時は、従

軍慰安婦であった朝鮮人・韓国人が国に対して提訴した裁判は本訴訟以外には二件しかなく、元従軍慰安婦の原告の人数は本訴訟の一審原告らを含めて合計一二名であった。

そして、本件訴訟は、一九九三年九月六日に第一回口頭弁論、同年一二月一三日第二回口頭弁論、一九九四年三月一四日第三回口頭弁論、同年五月一六日第四回口頭弁論が

開かれるという時期であり、また、他の従軍慰安婦の訴訟においても提訴されてから初期の弁論の段階であり口頭弁論が開かれる度にマスコミが大きく取り上げて報道していた時期であった。

しかるに、そのような時期に、法務大臣の要職にあり本訴における一審被告国の代表者たる地位にもあった人物が「慰安婦は当時の公娼であって……女性蔑視……韓国人差別……」との発言をすれば、まさしく、本訴訟の被告国が、従軍慰安婦であった女性である韓国人一審原告ら（及び他の裁判の韓国人原告ら）特定人を示した言葉としかとらえられず、一般人はその発言を聞けばすぐに訴訟を提起している元従軍慰安婦らのことを思い浮かべるであろうことは明白である。

なお、一審被告国は公娼発言が法務大臣就任当日のインタビューにおける「旧軍人として従軍慰安婦問題を含め日本の戦争責任をどう考えますか。」との共同通信記者の質問への回答であるから訴訟を前提としたものではないという。しかし、法相就任時に記者が常に右質問をしているわけではなく、当時、共同通信の記者がとくに右質問をしたのは一審原告らを含む一〇余名の元従軍慰安婦が勇気をもつ

て名乗り出て訴訟を提起したため従軍慰安婦問題が社会問題化したからにほかならない。したがって、右公娼発言が一審原告らを含む特定人を示したものであることは明らかである。

(六) また、「公娼であつて」との表現は著しく侮辱的・誹謗中傷的なものであり、それを聞く一般人をして、本件訴訟の一審原告らが「職業的売春婦」すなわち「お金が欲しいので任意に売春婦になったのではないか」との印象を与える内容のものであることも明らかである。

そして、右発言当時は、それまでの市民運動・訴訟等によって、また、一審被告国がそれまでの姿勢をいくぶん改め、一九九三年八月四日、内閣官房内閣外政審議室の「いわゆる従軍慰安婦問題について」の調査報告書や河野洋平内閣官房長官談話により、一審被告国の直接あるいは間接の関与を認め、官憲等が直接関与したことや慰安所における生活が強制的な状況であつたことなどを認めたことによつて、多くの日本人が、一審原告らが一審被告国から被つた多大な被害・苦痛を認識・理解し、一審原告らが「職業的売春婦」などではなく、一審被告国による全くの被害者であつたとの社会的評価を得るようになっていた。

それにもかかわらず、右公娼発言がなされたことによつて、一審原告らが被害者ではなく自ら望んで金銭の為に売春を行った者、すなわち「職業的売春婦」であつたに過ぎないとの誤った評価を再び一般人に植え付けるものであり、再び一審原告らの社会的評価を著しく低下させるものであり、一審原告らの名誉を著しく毀損し、かつ、名誉感情を著しく害することは明らかである。

また、一審判決は、「その発言状況からしても、これについて一般論としての意見を述べたに過ぎない」と判示している。しかし、仮に百歩譲つて「一般論」だとしても、そもそも従軍慰安婦という人間が抽象的に存在するものではなく、当時、一審原告ら以外に名乗り出ているものが極めて少数であり、現に従軍慰安婦であつた朝鮮人・韓国人の特定の個人一二名が訴訟を維持している状況では、「慰安婦」とはその原告らを示していることに変わりはないし、一般の人は訴訟を提起している元従軍慰安婦らを思い浮かべることは明白である。

さらに、そもそも一審判決も自ら認めるように「右発言における朝鮮人従軍慰安婦についての認識と評価が根本的に誤っており、前記内閣官房内閣外政審議室の調査報告書

や官房長官談話にも反していることは明白であり、かつ、本訴訟における一審被告国の主張事実でもなく、政府の一般的見解でもない、むしろ政府の一般的見解に正反対の内容の発言であり、とうてい「一般論としての意見を述べたに過ぎない」と評価することはできず、前述のとおり発言の時期、状況などからして、むしろ、本訴訟の一審原告らを積極的に攻撃する悪意のものと評価せざるを得ない。

4 一審被告国は、公娼発言について「一審原告らの社会的

評価を低下させるだけの具体性」もなく、「ことさらに侮辱的・誹謗中傷的であるともいえない」というが、勇気をもって名乗り出た一〇名余の元従軍慰安婦らに対して、自発的な職業的売春婦であるとの評価をひろめる行為が、憲法一三条の下で侮辱的・誹謗中傷的でないという一審被告国の主張を一審原告らはとうてい理解することができない。一審被告国には、一審原告らの「心」が殴られ、切り裂かれ、痛めつけられていることが見えないのであるか。

一審原告らは、二〇〇〇年二月二十四日付準備書面一二頁において、一審原告らのPTSDの第一段階の「安全の確

保」について概ね確保されていると述べたが、それとても「ナムムの家」や自分の家における身の回りだけでの安全の確保にすぎない。社会が元従軍慰安婦、元勤労挺身隊員を受容したとき、一審原告らにとって初めて完全に「安全が確保」されたといえるのである。それにもかかわらず、永野発言に代表される一審被告公務員らがなした一連の行為は、一審原告らの「安全の確保」を著しく妨げるものであり、一審原告らのPTSDからの回復を著しく阻害するものである。

よって、国の継続した加害行為及び公娼発言が国家賠償法一条一項の「違法」に該当することは明らかである。

5 故意・過失

日韓協定による解決済論については、国際法を最も良く理解しているはずの一審被告国（のそれに携わる公務員）が日韓協定は外交（的）保護権の（相互）放棄ではないことを知らないわけはなく、あえて個人の賠償請求に対して解決済み論を繰り返すことは故意であり、仮に万が一知らなかったとすれば、それは重大な過失であることは明らかである。

また、同様に、一審被告国の侵略戦争・植民地支配に対

する国際的評価・非難、戦後日本の被害者への対応の国際的評価・非難もまた周知の事実であり、そのような状況の中で、右各作為及び不作為を繰り返すことは故意によるものであることは明らかである。

さらに、永野元法務大臣の公娼発言が故意であることは、すでに述べたように明白である。

6 損害及び謝罪の必要性

(一) 右2の加害行為による損害に対する慰謝料は、従軍慰安婦であった一審原告らについて各々金一〇〇万円を、女子勤労挺身隊であった一審原告らについては各々金三〇〇万円を下らない。

(二) 右3の加害行為（公娼発言）による損害は、従軍慰安婦であった一審原告らについて各々金一〇〇万円を下らない。

(三) 謝罪の必要性

(四) 一審原告らが被ってきたこれまでの被害事実からは、金銭的賠償だけでは一審原告らの心を慰謝することは絶対に不可能であることは明かであり、一審被告国の謝罪は必要不可欠である。

(五) 一審被告国は、一審原告らの被害事実に対する責任を

日本国内外に向けて一貫して否定する発言を繰り返してきたのみならず、元従軍慰安婦の一審原告らに対しては積極的に「業者が連れ歩いた」「公娼」等とあたかも同原告らが「職業的売春婦」であるかのような発言を繰り返してきた。さらに、一審原告らの被害事実が一部明らかになり一審原告らの主張事実を一審被告国も認めざるを得ない状況になっても、公娼発言に象徴されるようにいまだもって一審被告国の関与や責任を否定ないし積極的に正当化する言動が政治家や高級官僚からなされている状況にある。

また、女子勤労挺身隊については、一審被告国は、いまだかつて、被害事実ないし実態調査に着手しようとしないうしその気も無い。

さらに、公娼発言と同様の暴言が今もって繰り返され、南京大虐殺や従軍慰安婦に関する教科書の記述の削除を求める地方議会決議が一部でなされ現に削除する教科書も増えて来ている状況や、一審被告国の戦争責任を否定し太平洋戦争を聖戦であったかのように正当化しようとする一部の国民の運動が繰り返されている状況からは、今までの一審被告国が採ってきた態度によって、一部国民には誤った歴史認識や根強い偏見が残っており、これらの誤った認

識の是正、偏見を払拭するためには、一審被告国の謝罪は不可欠である。

(六)　そして、右諸事情のもとでは、その謝罪は、一審被告国（の代表者総理大臣）の国会（衆参両議院本会議）及び全世界の国々の代表が集う国連総会においてなされる明確な公式謝罪が最も相当な方法である。

[→HOME](#)